

第1回地方分権に関する研究会

資料 I

地方分権改革のこれまでの経緯

| 内閣 | 主な経緯 | |
|-------------------------------|--|---------|
| 宮澤内閣 (H3. 11～H5. 8) | H5.6 地方分権の推進に関する決議(衆参両院) | 第1次分権改革 |
| 細川内閣 (H5. 8～H6. 4) | | |
| 羽田内閣 (H6. 4～H6. 6) | | |
| 村山内閣 (H6. 6～H8. 1) | | |
| 橋本内閣 (H8. 1～H10. 7) | | |
| 小淵内閣 (H10. 7～H12. 4) | | |
| 森内閣 (H12. 4～H13. 4) | H11.7 地方分権一括法成立 | |
| 小泉内閣 (H13. 4～H18. 9) | | |
| 安倍内閣 (H18. 9～H19. 9) (第1次) | H13.7 地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) H14.6～17.6 骨太の方針(閣議決定)(毎年) ⇨ 三位一体改革(国庫補助負担金改革、税源移譲、交付税改革) | 第2次分権改革 |
| 福田内閣 (H19. 9～H20. 9) | | |
| 麻生内閣 (H20. 9～H21. 9) | | |
| 鳩山内閣 (H21. 9～H22. 6) | | |
| 菅内閣 (H22. 6～H23. 9) | | |
| 野田内閣 (H23. 9～H24. 12) | | |
| 安倍内閣 (H24. 12～) (第2次、第3次) | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | H18.12 地方分権改革推進法成立 H19.4 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)(～H22. 3) ※H20.5第1次～H21.11第4次勧告 | |
| | H23.4 国と地方の協議の場法成立 4 第1次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し) 8 第2次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲) | |
| | H25.3 地方分権改革推進本部発足(本部長:内閣総理大臣) 4 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 6 第3次一括法成立(義務付け・枠付けの見直し、都道府県から市町村への権限移譲) | |
| | H26.5 第4次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市への権限移譲) 6 「地方分権改革の総括と展望」取りまとめ | |
| | H27.6 第5次一括法成立(国から地方、都道府県から指定都市等への権限移譲、義務付け・枠付けの見直し) | |

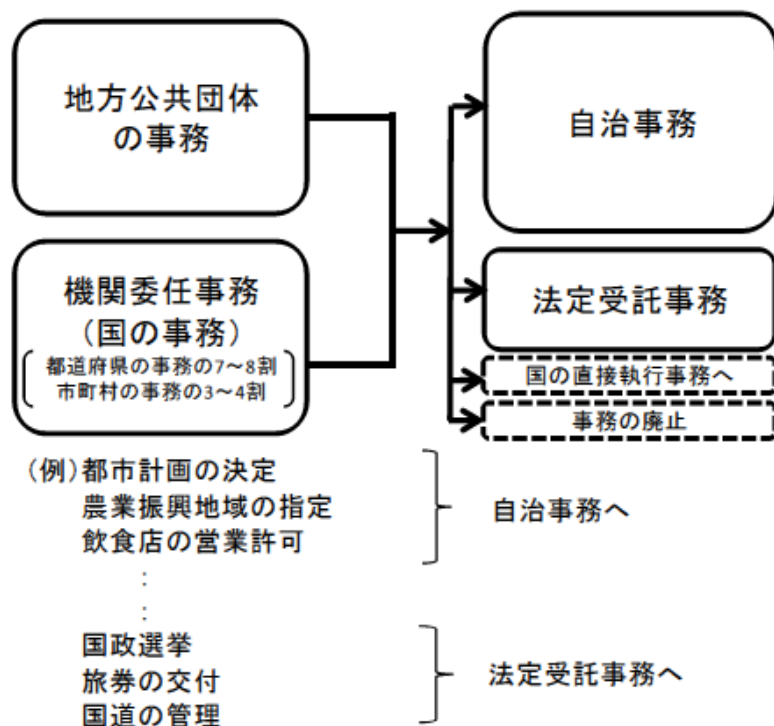
第1次地方分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)



2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・関与は必要最小限のものとする
 - ・関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

- (例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認→ 廃止
・公営住宅の管理等に關する建設大臣の指示→ 廃止

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

- (例)・国→都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・都道府県→市町村 用途地域に関する都市計画の決定等
障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正

第2次地方分権改革

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）（第1次・第2次・第3次一括法等）

見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施（74%）

- | | |
|------------------|--|
| (例) 施設・公物設置管理の基準 | 公営住宅の入居資格基準及び整備基準、道路の構造の技術的基準、保育所の設備及び運営に関する基準 |
| 協議、同意、許可・認可・承認 | 三大都市圏等における都道府県の都市計画決定に係る大臣同意協議の廃止 |
| 職員等の資格・定数等 | 消防長及び消防署長の資格 |

2. 事務・権限の移譲等

(1) 国から地方（第4次一括法等）

検討対象（地方が取り下げた事項を除く）とされた96事項に対し、66事項を見直し方針で措置（69%）

○ 移譲する事務・権限【48事項】

- 例：①看護師など各種資格者の養成施設等の指定・監督等、②商工会議所の定款変更の認可、
③自家用有償旅客運送の登録・監査等、④直轄道路・河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【18事項】

- 例：①ハローワークの求人情報の地方公共団体への提供、②農地転用の許可等

(2) 都道府県から市町村（第2次・第3次一括法等）

勧告事項である82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目の移譲を実施（69%）

- 例：①未熟児の訪問指導等、②農地等の権利移動の許可等、③三大都市圏の既成市街地等に係る用途地域等の都市計画決定

(3) 都道府県から指定都市（第4次一括法等）

検討対象とされた64事項に対し、41事項（現行法で処理できるもの（8事項）を含む）を見直し方針で措置（64%）

○ 移譲する事務・権限【29事項】

- 例：①県費負担教職員の給与等の負担、県費負担教職員の定数の決定、市町村立小中学校等の学級編制基準の決定、
②病院の開設許可、③都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に関する都市計画の決定

○ 移譲以外の見直しを行う事務・権限【4事項】

- 例：①パスポートの発給申請受理・交付、②農地転用の許可等

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立（H23.4.28）

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して対処していくため、同法に基づき引き続き運営

国と地方の協議の場に関する法律の概要

平成 23 年 5 月
内閣府地域主権戦略室

概要

① 構成・運営

- ・議員
 - 国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
 - 地方：地方六団体代表（各 1 人）《副議長を互選》
- ・臨時の議員
議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

- 次に掲げる事項のうち重要なもの
- ・国と地方公共団体との役割分担に関する事項
 - ・地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
 - ・経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

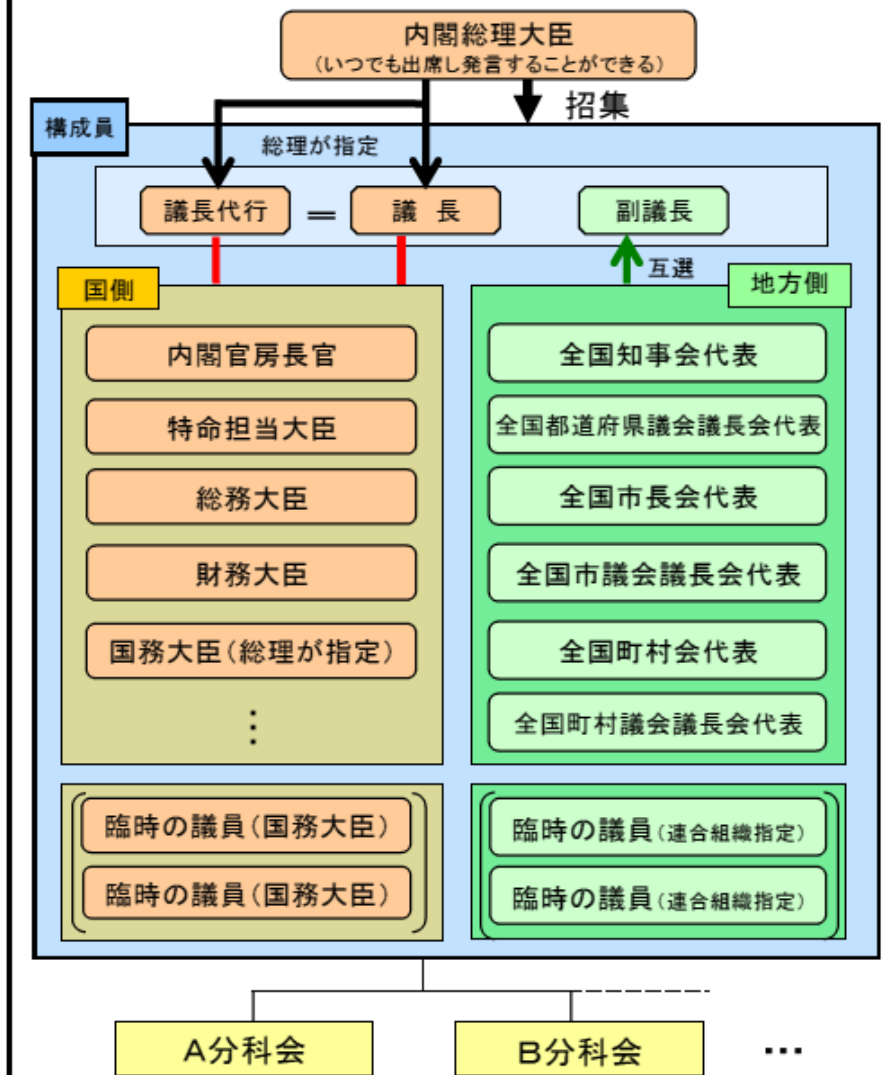
⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める

【平成23年度】

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|-----------|-------------|---|
| H23.6.13 | 第1回 | ・社会保障・税一体改革について ・東日本大震災復興対策について |
| H23.8.12 | 第1回 臨時会合 | ・国と地方の協議の場分科会について (社会保障・税一体改革分科会について) ・子ども手当について |
| H23.10.20 | 第2回 | ・平成24年度予算概算要求について ・平成23年度第3次補正予算案について |
| H23.11.29 | 第2回 臨時会合 | ・子どもに対する手当について |
| H23.12.15 | 第3回 | ・地方財政対策について ・社会保障・税一体改革分科会における 議論の経過について ・子どもに対する手当について |
| H23.12.20 | 第3回 臨時会合 | ・子どもに対する手当について |
| H23.12.26 | 第4回 臨時会合 | 「国と地方の協議の場(第4回臨時会合)」 及び「社会保障・税一体改革分科会(第4 回)」合同会議 ・社会保障・税一体改革について (1) 地方単独事業の総合的な整理に ついて (2) 地方税制の論点について |
| H23.12.29 | 第5回 臨時会合 | ・社会保障・税一体改革について |

【平成23年度】

《社会保障・税一体改革分科会》

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|-----------|-----|---|
| H23.11.17 | 第1回 | ・「社会保障関係の地方単独事業に関する調 査結果」について |
| H23.12.8 | 第2回 | ・社会保障関係の地方単独事業に関する調査 結果についての議論 |
| H23.12.12 | 第3回 | ・社会保障関係の地方単独事業に関する調査 結果についての議論の整理 |
| H23.12.26 | 第4回 | 「国と地方の協議の場(第4回臨時会合)」及び 「社会保障・税一体改革分科会(第4回)」合同 会議(再掲) ・社会保障・税一体改革について (1) 地方単独事業の総合的な整理について (2) 地方税制の論点について |

【平成24年度】

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|----------|-------------|---|
| H24.4.16 | 第1回 臨時会合 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障・税一体改革について ・災害廃棄物の広域処理について ・地方自治法の改正について |
| H24.8.30 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度改革への地方の意見の反映について ・地域の経済・雇用対策について ・地域主権推進大綱について |
| H24.11.8 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度予算概算要求について ・地域主権推進大綱について ・地方公務員制度改革について |
| H25.1.15 | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済対策について ・平成25年度予算編成及び地方財政対策について |

【平成25年度】

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|-----------|-----|---|
| H25.6.5 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方分権改革の取組について ・骨太の方針の策定等について |
| H25.10.11 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・2020年オリンピック・パラリンピック東京大会について ・平成26年度予算概算要求等について ・地方分権改革の推進について ・社会保障制度改革について |
| H25.12.12 | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済対策について ・平成26年度予算編成及び地方財政対策について ・地方分権改革の推進について |

【平成26年度】

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|-----------|-----|---|
| H26.6.11 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「骨太の方針」の策定等について ・地方分権改革の推進について |
| H26.10.21 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生の推進について ・平成27年度概算要求等について ・地方分権改革の推進について (権限移譲等の主要課題、提案募集方式等) |
| H27.1.9 | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・経済対策、平成27年度予算編成及び地方財政対策について ・地方創生、地方分権改革の推進について |

【平成27年度】

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|-----------|-----|--|
| H27.6.17 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「骨太の方針」の策定等について ・地方創生、地方分権改革の推進について |
| H27.10.14 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度概算要求等について ・地方創生、地方分権改革の推進について |
| H27.12.14 | 第3回 | <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度予算編成及び地方財政対策について ・一億総活躍、地方創生及び地方分権改革について |

【平成28年度】

| 開催日 | 回数 | 協議事項 |
|-----------|-----|--|
| H28.5.23 | 第1回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「骨太の方針」の策定等について ・一億総活躍、地方創生及び地方分権改革の推進について |
| H28.10.27 | 第2回 | <ul style="list-style-type: none"> ・「骨太の方針」の策定等について ・地方創生及び地方分権改革の推進について |

意見具申権

地方六団体は、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見提出することができるとされている。

一方、内閣は、地方六団体から意見の申出を受けたときは、遅滞なく回答するよう努めるものとし、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策の場合、遅滞なく回答することとされている。

【根拠条文】地方自治法第263条の3第2項～第4項
※ 平成5年 地方自治法改正

事前情報提供制度

各大臣は、地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合、地方六団体に対して当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講じるものとする。

意見する際の事前の
情報提供を担保

【根拠条文】地方自治法第263条の3第5項
※ 平成18年 地方自治法改正

<参考>地方自治法

第263条の3 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

- ② 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。
- ③ 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。
- ④ 前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。
- ⑤ 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。